

公 募 公 告

下記のとおり、公告する。

記

1 公募に付する事項

- (1) 件 名 小倉第二合同庁舎における自動販売機の設置及び運営
- (2) 営業期間 平成29年3月1日から平成29年3月31日まで
ただし、必要に応じて5年を超えない範囲で更新することができる。
- (3) 募集者数 1者（個人及び法人は問わない。）

2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 良質な商品及び優秀なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 国税、地方税を完納していること。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。
- (6) 暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準じるものではないこと。
- (7) 過去3年間において、自動販売機設置及び運營業務の実績を有していること。

3 使用料提案書作成要領及び仕様書等の配布

- (1) 日 時 平成29年1月23日（月）から平成29年2月2日（木）まで
土・日曜日及び祝日を除く平日午前9時30分から午後5時
- (2) 場 所 福岡市中央区舞鶴二丁目5番30号 福岡第二法務総合庁舎6階
福岡地方検察庁事務局会計課国有財産係
電話092-734-9227

4 使用料提案書等の提出

- (1) 提出期限 平成29年2月2日（木）午後5時まで（受付時間は、前記3.(1)に同じ）
- (2) 提出場所 前記3.(2)の場所に原則持参すること。
（やむを得ない理由により郵送の場合は、提出期限必着のこと）

5 照会先等

本件公募に関する問合せ等は、前記3.(2)に行うこと。

以上のとおり公告する。

平成29年1月23日

法務省所管国有財産部局長

福岡地方検察庁検事正 山 田 賀 規